



外国籍の方のための納税ガイド

熊谷市に住む外国籍の方へ、
市税の納付方法について御案内します



©熊谷市

1. 主な市税の種類

(1) 市民税・県民税

毎年1月1日現在、日本国内に居住し、一定以上の所得がある方に対して課税されます。
税額は、その方の前年の所得を基礎に算定されます。

(2) 固定資産税・都市計画税

毎年1月1日現在、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

(3) 軽自動車税

毎年4月1日現在、排気量が660cc以下の車やバイクなどを所有している方に課税されます。

(4) 国民健康保険税

勤務先の健康保険に加入していない方や自営業、アルバイト等の方は国民健康保険に加入し、保険料を「国民健康保険税」として納めます。

2. 納める時期

税目／納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税 (普通徴収) ※			1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※会社から給与を支給されている方は、会社が給与から市民税・県民税を天引きし、納付している場合もあります（特別徴収）。働いている会社が特別徴収をしているかどうか、必ず確認してください。

3. 納める方法

納税通知書を持参し納期限内に下記の場所で納める方法と、口座振替の方法があります。

納税方法	納税できる場所
市の窓口	熊谷市役所(納税課)、大里行政センター、妻沼行政センター、江南行政センター
銀行等	埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、第四北越銀行、八十二銀行、東和銀行、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、熊谷商工信用組合、くまがや農業協同組合
郵便局等 ※納期限内のみ取扱います。	埼玉県／東京都／神奈川県／千葉県／群馬県／茨城県／栃木県／山梨県内のゆうちょ銀行及び郵便局
コンビニエンスストア ※金額・納付時期によっては利用できない場合もあります。	くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セブンイレブン／デイリーヤマザキ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／MMK設置店

口座振替	納期限ごとに、自動的に金融機関口座から引き落とされる制度です。 納め忘れが防げて大変便利です。申込方法は、窓口へお問い合わせください。
電子マネー	L I N E P a y / P a y P a y / a u P A Y / d 払い請求書払い / J - C o i n P a y
モバイルレジ P a y B	専用アプリからお支払いいただけます。 ※モバイルレジは、ネットバンキングへの登録が必要です。

4. 納税に関するQ & A

Q 1. 日本人でなくても税金を納めなくてはならないのですか？

A 1. はい。日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人が税金を納めなければなりません。
納めていただいた税金は、教育、土木、福祉、医療等さまざまな分野の事業を進めるための財源となっています。

Q 2. 納期限までに税金を納めないと、どうなりますか？

A 2. 納期限の翌日から、納付日までの日数に応じて延滞金が計算され、本税と一緒に納付しなければなりません。つまり、納期限内に納めた場合よりも多い金額を支払うこととなります。
納めないまましていると督促状が届き、財産の差押え等の滞納処分を受けることとなります。
財産の差押えとは、預貯金や生命保険等の債権を取り立てて、税金に充当することです。

Q 3. 納税通知書が届きましたが、生活が苦しく、すぐに納めることが困難です。

A 3. そのままにせず、速やかに窓口へ御相談下さい。

Q 4. 納付書を失くしてしまったが、どうすればよいですか？

A 4. 納付書を失くした場合は、再発行が必要です。納税課に連絡してください。

Q 5. 納税証明書や所得証明書がほしいのですが、どうすればよいですか？

A 5. 窓口もしくは郵送で申請することができます。申請書に記入し、必要な書類を添付して申請してください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

Q 6. もうすぐ帰国する予定ですが、税金はどのようにすればよいですか？

A 6. 帰国前に税金を全額納めるか、代わりに納めてくれる方（＝納税管理人）を決めて、窓口に出してください。詳細は、窓口へお問い合わせください。

5. お問い合わせ先

市税について御不明な点があれば、下記窓口へお問い合わせください。

【日本語のみ】

市税の納付、納税証明書について（納税課）	048-524-1111（内線 257・420）
個人住民税・軽自動車税の賦課について 所得・課税（非課税）証明書について（市民税課）	048-524-1111（内線 245・246）
固定資産税・都市計画税の賦課について（資産税課）	048-524-1111（内線 250・252）
国民健康保険税の賦課について（保険年金課）	048-524-1111（内線 248・379）